

第七波における大規模な感染拡大に伴う 非常事態とその対応について

健康医療部

第七波における大規模な感染状況に伴う非常事態とその対応について

1 検査需要が急激に増大し、医療機関の外来体制が極めてひっ迫（一部の医療機関に負担が偏在）

※その他の取組状況は、P10に取りまとめ

現状

◆検査件数：44,047件（7/21過去最多）陽性率57.5%（7/26過去最多）※上記の他、無料検査を約8万件/週実施

◆診療・検査医療機関の状況（7/19時点）

	全施設	指定数	かかりつけ患者以外も可	
			かかりつけ患者以外も可	かかりつけ患者のみ
病院	509施設	342施設	182施設	160施設
診療所	8,750施設	2,321施設	997施設	1,324施設
医療機関計	9,259施設	2,663施設	1,179施設	1,484施設

◆日曜・祝日開設医療機関(7/24時点) 206施設（病院 49施設、診療所 157施設）

➡

有症状者全員が迅速に診療・検査を受けることが困難

主な対策

■診療・検査医療機関等における外来体制の強化（特に日曜・祝日における体制拡充）

【取組中】

①診療・検査医療機関等の外来体制の強化

・府医師会に対し、検査未実施の医療機関における検査実施を要請(7/22)

②日曜・祝日開設医療機関の拡充

・日曜・祝日開設医療機関のリストをホームページ上で公表

診療区分（A型、B型）と開設時間に応じて支援金支給

■発熱外来ひっ迫時における診療・検査医療機関受診対象重点化の検討

≪詳細 P4≫

【新規】

2 保健所体制が極めてひっ迫

現状		主な対策	
◆ 1 日 2 万人を超過する陽性者対応等のため、保健所業務が極めてひっ迫 ・重点化を要する60代以上の高齢者（ハイリスク者）は、連日 1 日3,000人前後（7/26時点 3,661人） ・医療機関関連や高齢者施設関連等クラスターが急増し、対応が必要 ➡ 重症化リスクの高い高齢者等への対応が円滑に進まなくなるおそれ		■ <u>業務の更なる重点化</u> ・<u>ファーストタッチ・健康観察を行う対象者を75歳以上等に変更</u>（27日より適用） 	

第七波における大規模な感染状況に伴う非常事態とその対応について

3 患者数が医療療養体制のキャパシティを大きく超過し、医療療養体制が今後、非常にひっ迫

現状

- ◆ 患者受入医療機関における確保病床での想定入院人数は約4,000人（確保病床4,692床（見込み含む）×稼働率85%）
 - ➡ **・確保病床に限界。確保病床外での対応を要する患者が多数発生**
（自院患者コロナ陽性病床、診療型宿泊療養施設、臨時の医療施設、その他宿泊療養施設、自宅療養 等）
 - ・小児の感染者急増に伴う**小児患者受入病床のひっ迫**
- ◆ 医療機関クラスターが急増
 - ➡ **自院患者コロナ陽性病床での治療継続が多数必要**
- ◆ 医療従事者の感染や濃厚接触者となることによる、医療人材の不足
 - ➡ **医療提供体制ひっ迫の一要因**
- ◆ コロナ疑い患者・軽症者や熱中症患者等による救急搬送要請急増（第六波のピーク時に相当）
 - ➡ **救急医療体制ひっ迫のおそれ**
- ◆ 宿泊療養希望者の急増
 - ➡ **1日の入所可能居室数を上回る療養希望の申込み**
- ◆ 自宅療養者の急増（陽性者のほとんどが自宅療養）
 - ➡ **往診や外来（搬送含む）、オンライン診療等、自宅療養者への医療提供体制がひっ迫のおそれ**

主な対策

- **受入病床の更なる確保・運用が必要**
 - ・緊急避難的確保病床(軽症中等症病床)の運用等要請(7/21)
 - ・フェーズ3(重症病床)の運用等要請(7/25) 【取組中】
 - ・小児患者の受入体制の確保要請(7/21)
- **入院対象の見直し** (7/15実施済) 【取組済】
- **入院患者待機ステーションの再開** 【新規】
- **宿泊療養における重症化リスクのある者等の入所優先の徹底** <<詳細 P7>> 【見直し】
- **自宅療養支援の充実** 【新規】
 - ・オンライン診療・薬剤処方強化
 - ・(夜間・休日専用オンライン診療受付センターの設置等) <<詳細 P8>>
 - ・外来診療病院の登録及び夜間休日診療の実施・拡充を要請(7/20)
 - ・健康観察、自宅療養者への往診等を行う医療機関の拡充
 - ・外来・往診による初期治療や訪問看護師による健康観察等 【取組中】

現在の感染規模が継続した場合、医療療養体制だけではなく、検査体制もひっ迫するおそれが極めて高く、重症化リスクの高い患者への迅速な対応が困難になるおそれ

検査体制や保健・医療療養体制における非常事態

大規模感染による発熱外来ひっ迫時における診療・検査医療機関受診対象重点化について

検査・発熱外来体制の現状

- 診療・検査医療機関数の増加(5月10日時点2,439施設→7月19日時点2,663施設)を図っているものの、医療機関における検査キャパシティの限界に近い状況
＜参考＞第6波における最大検査数:約36,000件(1月31日)、検査体制整備計画【改訂第3版】における推計能力:42,000件(5月11日時点)、最大検査数:44,047件(7月21日)
- 1日に200人を超える発熱患者からの受診希望を受ける病院があるなど、医療機関における発熱外来が極めてひっ迫。

- 今後も検査需要の増大が想定され、医療機関の発熱外来体制の更なるひっ迫が懸念。
- 重症化リスク因子を有する方や他疾患との鑑別や入院トリアージが重要な乳幼児・小児等の優先診療体制が必要。

※重症化リスク因子：65歳以上の高齢者、BMI30以上、慢性腎臓病、糖尿病、免疫抑制状態、心血管疾患、呼吸器疾患（COPD等）、透析患者、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている など

今後の対応

大規模な感染拡大や発熱外来のひっ迫が継続する期間において、**診療・検査医療機関の受診対象を可能な限り重点化**
→**医療機関の外来体制のひっ迫を最大限に抑える**とともに、**重症化リスク因子のある方等の受診機会を確保**

方針

＜お盆期間を含む8月中を目標＞

①

症状がない方は、診療・検査医療機関は受診せず、無料検査事業所で受検

②

20～40代の軽症者のうち、**重症化リスク因子に該当する基礎疾患がない方等**(※)については、できる限り
診療・検査医療機関の受診を控えていただく ※ワクチン未接種（ワクチン接種が1回のみを含む）の方を含む

府の対応

診療・検査医療機関等の外来を受診せず、
検査・確定診断が可能となる体制を検討

陽性

治療を要する場合、**オンライン診療による治療・
薬剤処方**や**自宅待機SOS(相談窓口)**を充実

③

発熱や咳のみ等、軽症の場合は救急車の利用を控えていただく。また、陽性確定前は新型コロナ受診相談センター又は
近隣の診療・検査医療機関に、陽性確定後、自宅療養中の場合は自宅待機SOSに相談

第7波の感染急拡大を踏まえたさらなる保健所業務の重点化

○ 第6波を上回る大規模な感染が発生しており、陽性率も高水準の中、陽性者が多数発生。

○ 新規陽性者へのフォロー体制のさらなる重点化を図り、ハイリスク者・高齢者の対応を強化。

◆現状： 1日あたりの新規陽性者数が約2万人を超えるなど、過去に類をみない感染規模となり、保健所業務のさらなる重点化が必要

◆方針： 優先してファーストタッチ・健康観察を行う対象者をさらに重点化する。

リスクの高い陽性者への重点化・対応強化

ファーストタッチを行う対象者の重点化

(2/9国事務連絡に準じる)

R4.2.14対策本部会議

○ファーストタッチ・健康観察を行う対象者を
65歳以上及び65歳未満の方のうち、
重症化リスク因子を複数持つ方等に重点化

①65歳以上の方及び65歳未満の方のうち、重症化リスク因子[※]を
複数持つ方

②妊娠している方

・重症化リスクのない65歳未満は、自宅療養とし、必要な情報をSMS
を活用して周知。宿泊療養希望の場合は自宅待機SOSに連絡。

・①②の方は発生届の記載内容から保健所が療養方針を決定。

・①②に該当するが保健所から連絡がなく、保健所に連絡しても、
繋がらなければ自宅待機SOS(電話:0570-055-221)に連絡。

※ワクチン未接種(ワクチン接種が1回のみの者も含む)、慢性閉塞性肺疾患、
糖尿病、脂質異常症、高血圧症、慢性腎臓病、悪性腫瘍、肥満(BMI 30以上)、
喫煙、固形臓器移植後の免疫不全

ファーストタッチを行う対象者の重点化

(2/9国事務連絡(6/30一部改正)及び感染状況を踏まえ、所長判断により対応)

○ファーストタッチ・健康観察を行う対象者を
75歳以上及び40歳以上75歳未満の方のうち、
重症化リスク因子を複数持つ方等に重点化

①75歳以上の方及び40歳以上75歳未満の方のうち、重症化リスク因子[※]を
複数持つ方

②妊娠している方

・重症化リスクのない75歳未満は、宿泊療養・自宅療養とし、必要な情報をSMS
を活用して周知。宿泊療養希望の場合は自宅待機SOSに連絡。

・①②の方は発生届の記載内容から保健所が療養方針・健康観察方法を決定。

・①②に該当するが保健所から連絡がなく、保健所に連絡しても、繋がらなけれ
ば自宅待機SOS(電話:0570-055-221)に連絡。

※ワクチン未接種(ワクチン接種が1回のみの者も含む)、悪性腫瘍、慢性呼吸器疾患(COPD等)、
慢性腎臓病、心血管疾患、脳血管疾患、喫煙歴、高血圧、糖尿病、脂質異常症、肥満(BMI 30
以上)、臓器の移植、免疫抑制剤、抗がん剤等の使用その他の事由による免疫機能の低下

医療機関によるHER-SYS入力と健康観察の実施促進

- ◆ 医療機関による発生届のHER-SYS入力率は75.3% (7月17日現在)となった
- ◆ 府内の診療・検査医療機関のうち健康観察実施医療機関は半数となった
- ◆ 感染拡大期において、さらなるHER-SYS入力と健康観察実施医療機関の拡充が必要

◇HER-SYS入力状況

【HER-SYS入力率】(R4.3.25時点)

	医療機関入力率		医療機関入力率		医療機関入力率
大阪府	48%		72.6%		75.3%※
全国平均 67% (R4.6.7時点)					

※府のHER-SYS入力情報集計(7/11～7/17)

- ・発生届総数：68,929件
- ・HER-SYS入力数：51,896件
- ・うち、F A X届出からHER-SYS入力に変更した医療機関の入力数18,763件

◇健康観察等業務委託の状況 (R4.4.1～7.31)

実施数：1,242機関 (5/31時点) → 1,339機関 (7/17現在)
(1,242機関/2,577機関※=48.2%) (1,339機関/2,658機関※=50.4%)
※診療・検査医療機関数

感染拡大により、さらなる医療機関の協力が必要

令和4年9月30日まで延長

【委託金額】HER-SYS入力+健康観察

- 初期費用 10万円 (新規実施医療機関)
- 運営費用 3,000円/件

◇今後の対応方針

- 今回の期限延長により、発生届出件数の多い未入力医療機関に対し、引き続き保健所と連携して働きかけ。
- 国の発生届簡素化による入力負担の軽減などを未入力医療機関に周知し、HER-SYS入力を働きかけ。

宿泊療養の優先運用の徹底について

- ◆ 第七波の感染者の急増に伴い、宿泊療養を希望する陽性者が多くなっていることから、現行の基準に基づき、重症化リスクのある者等からの入所を優先して行う運用を徹底する。

現在の基準
(オミクロン株の特性を踏まえた対応)
【令和4年6月16日協議会、17日改定】

○入院を要しない者は原則宿泊療養の対象とする。
下記の者を優先

- ・重症化リスクのある者(BMI25以上や基礎疾患等。無症状含む)
- ・自宅において適切な感染管理対策が取れない者
(※)同居家族に高齢者、免疫不全等要配慮者、医療・介護従事者がいる者
- ・ADLが自立しており、集団生活のルールが遵守できる者
- ・中和抗体治療の対象となる者や重症化リスクのある患者は診療型宿泊療養施設を優先、そのうちリハビリや中等度以上の介護的ケアが必要な患者、歩行介助など一定の生活介助が必要な患者は要介護度に応じ、臨時の医療施設を優先

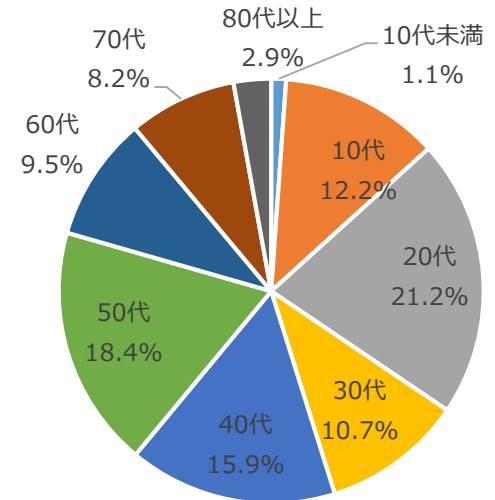
優先運用の徹底

○優先度を下記の3区分とし、宿泊調整を実施

- A) 緊急に対応が必要な者
ex. 当日の居場所が確保できない者 など
- B) ・重症化リスクのある者(免疫不全等、重複リスクの度合を考慮)
・高齢者やハイリスク者と同居で感染対策が取れない者
- C) その他の者
宿泊療養施設の空き状況により順次調整
(※3日経過後、入所決定できない場合は、再架電して状況確認)

【参考】

宿泊療養者の年齢割合
(7/21時点)



- ⇒ 対応
- ①申し込み受付人員体制の強化 ・ SOS 受付回線 200回線 → 300回線 (8月初旬)
・ コールC (発生届未確認) 人員 40人 → 70人 (8月初旬)
 - ②宿泊療養施設再稼働と稼働率向上 (看護師確保・日々の入所者数の増等)
 - ③搬送車両の増車 (+50台 (30台対応済) 計255台 順次)



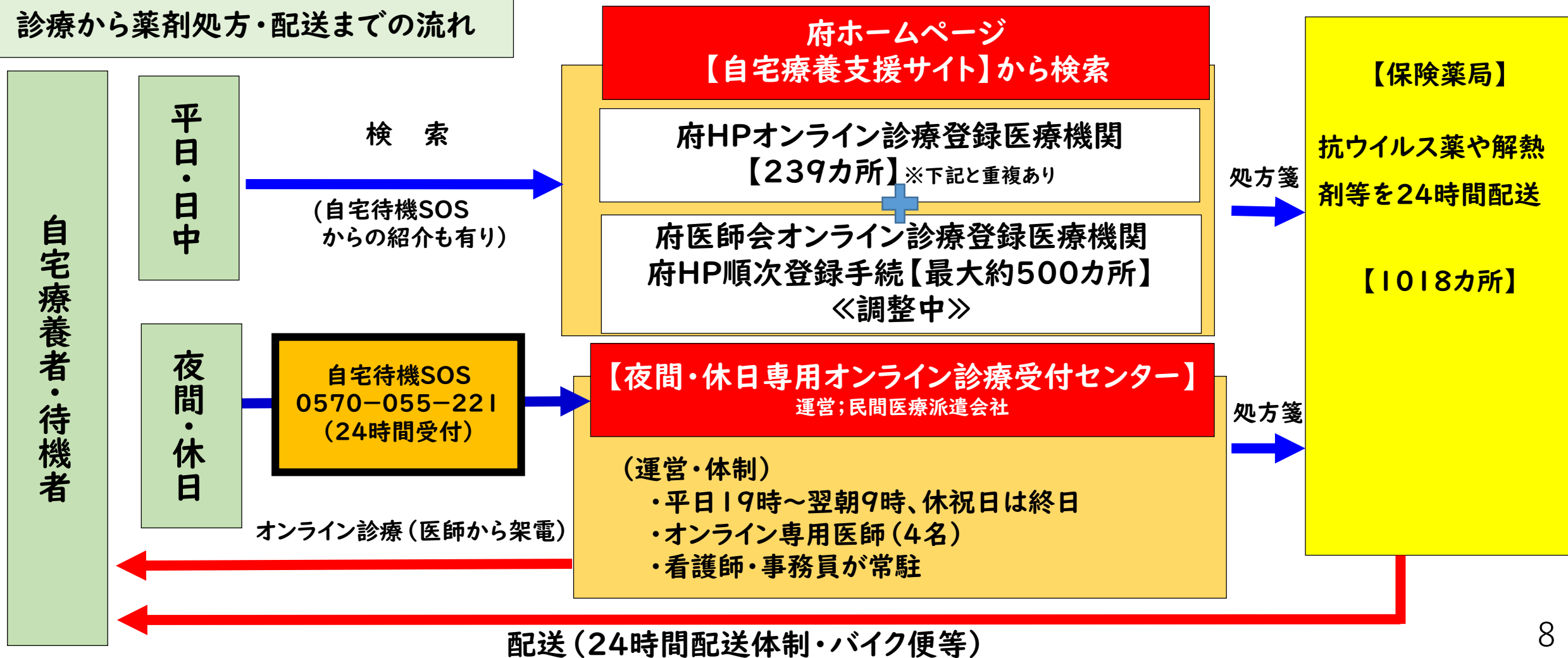
<参考> (7/25現在)

- ・宿泊療養施設稼働数 29施設 8,030室 (計画:約1万室 (9,861室))
- ・入所者 約3,500人 (入所率 約46%)
- ・「自宅待機SOS」の入所申込み関係受電数 平均:約1,000件/日

オンライン診療・薬剤処方強化について

- ◆ 第七波の感染急拡大により急増する自宅療養者の急な発熱などに対応するため、オンライン診療の充実・強化を図る。
- ◆ 平日・日中のオンライン診療が可能な医療機関に患者が直接アクセスできるよう、医療機関の公表件数の増加を図る。
- ◆ 「夜間・休日専用オンライン診療受付センター」を設置し、診療及び24時間の薬剤配送体制を整備。
開始時期;7月21日から府域全域で実施。申し込み;「自宅待機SOS」を通じて行う。

診療から薬剤処方・配送までの流れ



参考 第七波における各取組状況

第七波に向けた取組方針に基づく取組状況について

第七波に向けた取組方針（R4.7.11本部会議）			取組状況
検査体制	診療・検査医療機関の拡充		●診療・検査医療機関（指定）の拡充（目標：3,100か所）： 2,663施設 （病院342、診療所2,321）（R4.7.19） ●日曜・祝日開設医療機関の拡充： 206施設 （病院49施設、診療所157施設）（R4.7.24）
保健所体制	保健所業務の重点化と効率化		●業務の更なる重点化： ファーストタッチ・健康観察を行う対象者を75歳以上等に重点化 （R4.7.27から適用）※その他重点化は従来より継続 ●医療機関のHER-SYS入力： 75.3% (R4.7.17) ●事務処理センター： 感染拡大を踏まえ、配置人材の拡充 (R4.7.17～順次)、配食・パルスセンターでの手続きワンストップ化等
医療・療養体制	病床確保医療機関での備え	患者受入医療機関における更なる病床確保と、確保病床を有しない病院を含めた自院治療の継続と支援体制の構築	【患者受入医療機関】 ●軽症中等症病床の確保（見込み含む）： 4,099床 （5/27要請前から+703床）（目標：1,500床程度の増床） 緊急避難的確保病床の運用等要請 （R4.7.21） ● 重症病床におけるフェーズ3の運用・中等症Ⅱ患者等の受入要請 （R4.7.25） ● 小児患者の受入体制の確保要請 （R4.7.21） ●高齢者リハビリ・ケア病床の確保（見込み含む）： 789床 （軽症中等症病床の内数） 【確保病床を有しない病院】 ● 自院での治療継続の働きかけと地域の感染対策ネットワークの強化推進 ●感染制御や治療等にかかる 対応確認・自主訓練の実施を依頼 【共通】 ● 自院患者コロナ陽性病床の備えについて依頼
	入院・転退院促進	大阪府療養者情報システム等を活用し、圏域単位、病病・病診連携を含めた入院調整と転退院の促進	● 入院・療養の考え方（入院対象）の見直し (R4.7.15) ●新型コロナウイルス感染症患者等受入医療機関に対し、 病床管理や入院基準の順守、転退院促進を依頼 (R4.7.15)
	宿泊療養	宿泊療養体制の強化	●災害級非常事態に備えた宿泊居室の確保： 約1万室 ●診療型宿泊施設・臨時医療施設： 15施設 （R4.7.20）
	自宅療養	陽性者に対する保健所を介さない健康観察・早期治療の推進	●健康観察等を行う医療機関数： 1,339医療機関 （R4.7.17） ●診療・検査医療機関のうち自宅療養者等への診療を行う医療機関（7/19 2,663医療機関中） ① コロナ診療実施医療機関：655 ② 抗体治療医療機関（外来）：194 ③ 往診医療機関：179 ④ オンライン診療機関：239 ⑤ 経口治療薬の処方：456 ● 自宅待機SOSの周知強化 （7/15新聞折込チラシ等） ● 外来・往診による初期治療や訪問看護師による健康観察の実施 ● 外来等医療機関の充実や無料搬送体制の確保、自宅療養者支援サイトの運営 ● 「夜間・休日専用オンライン診療受付センター」の設置 （R4.7.21～） ● 外来診療病院の登録及び夜間休日診療の実施・拡充を要請 （R4.7.20）
	高齢者施設対応	ハイリスク者と高齢者施設に対する医療・療養体制の強化	●入所系・居住系高齢者施設の従事者等に対する定期検査（3日に1回）： 実施状況：対象施設45.0% （R4.7.22） ●コロナ治療対応協力医療機関確保状況 68.2% （R4.7.22） ●新型コロナ感染症発生時対応訓練の実施状況 91.9% (R4.7.22) ●ワクチン4回目接種の実施：巡回接種実施（予約）施設 7施設（184人） 、接種券発行依頼件数 52施設 延べ130市町村 （R4.7.22） ●往診協力医療機関 142医療機関 （R4.7.22）や重点往診チームの派遣による重症化予防治療促進 ● 往診専用ダイヤル設置、OCRT往診支援件数6件、感染対策助言141件 （R4.2.18-7.22）

第七波の感染拡大を踏まえた入院対象について

【府における入院・療養の考え方(目安)】（感染拡大期）

令和4年7月15日 第24回新型コロナウイルス感染症対策協議会において意見聴取の上、改定

- ・第六波以上の感染規模が想定される中、入院対象を原則として中等症Ⅱ及び中等症Ⅰとする
- ・隔離解除前であってもコロナの入院治療が終われば、医師が退院可能の判断を行う。
- ・退院後は管轄の保健所が療養継続（療養場所の調整等）を実施。
- ・目的が患者の隔離のみの場合は入院の対象としない。

現在の入院対象

（中等症Ⅱ）

- ・SpO2が $\leq 93\%$ （中等症Ⅱ）は緊急対応

（中等症Ⅰ・軽症）

- ①原則65歳以上で発熱が続くなど中等症への移行が懸念される患者
- ②SpO2 $< 96\%$ または息切れや肺炎所見あり
- ③重症化リスク（BMI30以上や基礎疾患等）で発熱が続くなど中等症への移行が懸念される患者
- ④その他中等度以上の基礎疾患等または合併症によって入院を必要とする患者

※上記に該当しない患者でも、保健所や入院フォローアップセンターが、患者を診察した医師の意見を踏まえ判断した患者は入院の対象

大阪府新型コロナウイルス感染症対策協議会資料（令和4年6月16日同意）抜粋

感染拡大期の入院対象

中等症Ⅱ及び中等症Ⅰの患者

中等症Ⅱ：SpO2 $\leq 93\%$ または酸素投与が必要な患者

中等症Ⅰ：93% $< \text{SpO2} < 96\%$ または肺炎所見ありの患者

※上記に該当しない患者でも、中等度以上の基礎疾患等または合併症によって入院を必要とする患者は医師の判断により入院の対象。

※上記に関わらず、リスク因子のない中等症Ⅰは、診療型宿泊療養施設、臨時の医療施設、宿泊療養施設、自宅や施設等での療養（通院を含む）を検討。

※今後の感染拡大の状況に応じて、随時見直すこととする

第七波の感染拡大を踏まえた医療機関等への通知

◆ 第七波の感染拡大を踏まえた対応（入院・療養の考え方の見直し等）について、高齢者施設等、医療機関等に通知を发出。
（发出日 R4.7.15、R4.7.22）

发出日	发出先(发出者)	发出日・通知名	通知項目・概要
7月15日付	高齢者施設等管理者 (福祉部長・健康医療部長)	新型コロナウイルス感染症 第七波の感染拡大を踏まえたご対応について	1 入院・療養の考え方・感染拡大時の入院対象についての周知 2 往診協力医療機関等の治療実施のための専用窓口の周知 (保健所往診専用ホットライン、OCRT高齢者施設等（入所）専門ダイヤル) 3 速やかなワクチン4回目接種実施の依頼 4 入所系・居住系施設の従事者等に対する定期検査（1回/3日）の実施依頼
	新型コロナウイルス感染症患者等受入医療機関 (健康医療部長)	新型コロナウイルス感染症 第七波の感染拡大を踏まえたご対応について	下記の対応の徹底 1 入院・療養の考え方と感染拡大期の入院対象について 2 自院患者がコロナ陽性と判明した場合の治療継続について
	【往診協力医療機関】 自宅往診協力医療機関 高齢者施設等往診協力医療機関 (健康医療部長)	新型コロナウイルス感染症 第七波の感染拡大を踏まえたご対応について	1 入院・療養の考え方と感染拡大時の入院対象についての周知
7月22日付	新型コロナウイルス感染症患者等受入れにかかる確保病床を有しない病院 (健康医療部長)	新型コロナウイルス感染症 第七波の感染拡大を踏まえたご対応について	1 入院・療養の考え方と感染拡大時の入院対象についての周知
	一般社団法人大阪府医師会 (健康医療部長)	新型コロナウイルス感染症 第七波の感染拡大を踏まえたご対応について	1 入院・療養の考え方と感染拡大時の入院対象について 2 診療・検査医療機関以外の医療機関での外来体制の強化 (検査未実施の医療機関においても診療・検査実施への協力依頼)
	一般社団法人大阪府私立病院協会 一般社団法人大阪府病院協会 (健康医療部長)	新型コロナウイルス感染症 第七波の感染拡大を踏まえたご対応について	1 入院・療養の考え方と感染拡大時の入院対象について

※50音順

第七波の感染急拡大を踏まえた新型コロナ受入医療機関への要請について

◆ 第七波の感染拡大による入院患者数の急増等を踏まえ、新型コロナ受入医療機関に対し下記を要請。

緊急避難的確保病床の運用（軽症中等症病床）

7月21日（木）要請

【要請対象】 軽症中等症病床を有する受入医療機関〔206機関（見込み含む）〕

【要請内容】 8月4日からフェーズ5（緊急避難的確保病床を含む）への移行・運用開始
（軽症中等症確保病床数 4,099床（見込み含む）） など

〈運用期間〉

8月4日（木）～8月31日（水）

フェーズ3の運用・中等症Ⅱ患者等の受入（重症病床）

7月25日（月）要請

【要請対象】 重症病床を有する受入医療機関〔66機関〕

【要請内容】 重症病床におけるフェーズ3への移行・運用開始
コロナ重症患者に加え、重症病床における中等症Ⅱ患者等※の受入 ※その他疾病の有無にかかわらず

小児患者の受入体制の確保

7月21日（木）要請

【要請対象】 軽症中等症病床を有する受入医療機関のうち、小児中核病院又は小児地域医療センター指定病院〔22機関〕など

【要請内容】 小児患者受入可能病床（現在確保病床数131床）を2床以上追加確保 など

夜間休日における自宅療養者の外来診療体制の拡充

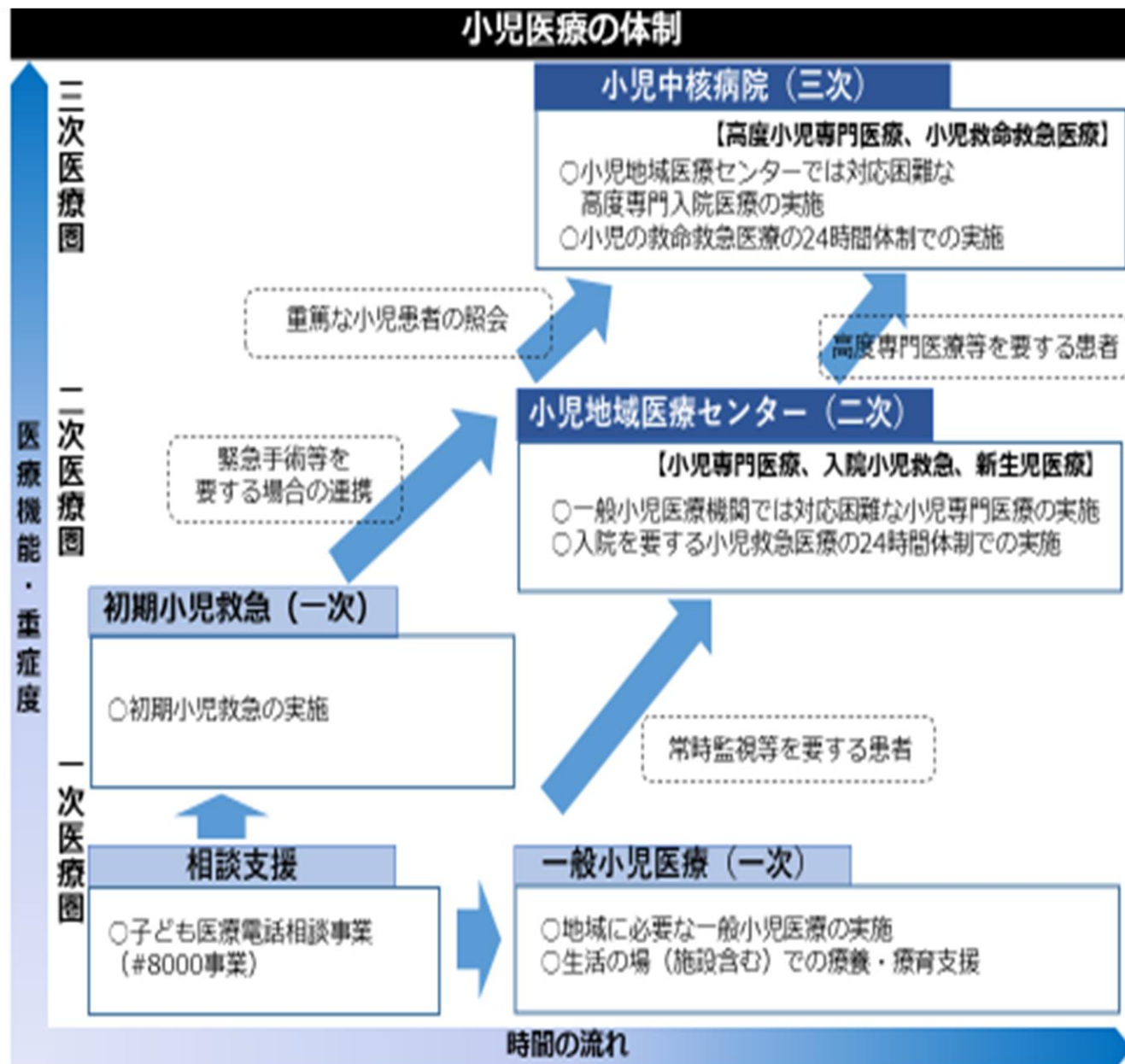
7月20日（水）要請

【要請対象】 受入医療機関のうち、二次救急医療機関又は三次救急医療機関
〔191機関〕

【要請内容】 外来診療病院の登録及び夜間休日診療の実施・拡充

外来診療病院：自宅療養者が必要に応じ、症状変化時等に地域で外来診療を受けられる医療機関
〔74機関、うち夜間対応可能8～9機関（7/20時点）〕

小児医療に関する要請について



特措法第24条第9項による要請

➤小児中核・地域医療C、小児救急病院等
・発熱等新型コロナウイルス感染症が疑われる小児患者の時間外診療
・新型コロナウイルス感染症陽性者の初期治療
【近日要請予定】

➤新型コロナ受け入れ医療機関のうち小児中核病院、地域医療C
軽症中等症病床フェーズ5以上において小児病床2床以上追加確保
【令和4年7月21日付保企第1714号】

➤府内小児科全医療機関
無症状・軽症の患者であれば外来診療を継続
【令和4年4月8日付地保第1203号】

➤府内小児科全医療機関
無症状・軽症の患者であれば外来診療を継続
【令和4年4月8日付地保第1203号】